

2024年8月26日

加入者・事業所ご担当者 各位、
(健保組合WEB掲載)

川崎汽船健康保険組合

健康保険証廃止・マイナ保険証への移行に際して

既報の通り、政令（マイナンバー法等の一部改正法（令和5年法律第48号））により現行健康保険証は、本年12月2日以降新規に発行されず、マイナンバーカードと一体となったマイナ保険証へ移行（一本化）されます。
しかしながら、**経過措置として、12月1日以前に発行された現行保険証は、（当該健康保険証における資格が有効である限り）1年間（2025年12月1日まで）使用可能**です。

一方、今後当健保組合より以下の書類を送付することとなりますので、お知らせ致します。

①【資格情報のお知らせと個人番号確認のお知らせ】

- **内容** 各個人番号（マイナンバー）12桁のうち下4桁の表示とともに、健康保険記号・番号・枝番、氏名、本人負担割合、資格取得日及び保険者名を記したお知らせ。（添付サンプルご参照）
尚、このお知らせのみでは、健康保険適用は受けられません（窓口にて本人負担10割となります）。
- **目的** 現行保険証廃止前における資格情報と個人番号（マイナンバー）の登録（紐付け）状況を各自が確認
- **対象者** 2024年12月1日時点における川崎汽船健康保険組合加入者（被保険者及び被扶養者）
- **発行** a) 2024年8月17日時点での加入者 : 2024年8月17日
b) 2024年8月18日～12月1日における新規加入者 : 新規加入（資格取得）日
- **送付** 世帯単位での取り纏め（同封）の上、被保険者宛事業所経由にて送付。
発送日程 : a) 2024年9月13日迄に事業所毎適宜、 b) 資格取得後適宜
但し、b)について、a)と同時発送可能な場合は a) と同時手配とする。
- **任意継続の方**（被保険者・被扶養者）
世帯単位で取り纏め（同封）の上、郵送します。
郵送先は、任意継続申請書、又は、申請後の住所変更届に記載されている住所となります。

②【資格確認書】（未確定事項を含め、確定後別途周知します）

- **内容** 現行保険証記載事項に加え、負担割合、限度額区分、有効期限等（記載事項別途確定の上、周知）
- **有効期限** 5年間で限度とするも、発行日に限らず一律同一日（2029年10月末迄を目的）を予定
- **目的** マイナンバーカードを保有しない場合を含め、マイナ保険証を利用出来ない場合の対処手段として窓口提示
- **対象者** a) 2024年12月2日以降資格取得者（現行保険証が発行されていない方）
b) 2024年12月1日以前の資格取得者かつ、発行時点での加入者（被保険者・被扶養者）
- **発行** a) 資格取得日
b) 2025年12月1日以前の任意の日における一斉発行（未確定なるも2025年10月頃を予定）
- **送付** 世帯単位での取り纏め（同封）の上、被保険者宛事業所経由にて送付。
- **任意継続の方**（被保険者・被扶養者）
原則①と同様の対応を予定しておりますが、確定後別途連絡致します。

添付) ・【資格情報のお知らせと個人番号確認のお願い】サンプル
・ご案内別リーフレット

ご参照) 当健保組合WEB（お知らせ）2024年2月22日 & 6月24日 <https://www.kline-kenpo.or.jp/news/>

以 上

【添付】

事業所 ○○○（記号）
○○○株式会社（事業所名）
所属 川崎汽船の一部の方のみ表示
記号番号 ○○○-△△△△△
氏名 健保 太郎 様
A0-0#000000（000000）0000-00/00（健保組合用参照コード）

被保険者の方のみ。/ 任期継続の方は、送付先住所を表示。
被扶養者の方は、「（被保険者氏名）様 気付（被扶養者氏名）様」と表示

川崎汽船健康保険組合
保険者番号：06138101
〒105-0003
東京都港区西新橋1丁目10番2号
電話番号：03-3595-6082

SAMPLE

資格情報のお知らせと個人番号（マイナンバー）確認のお願い

あなたの加入する健康保険の資格情報を下記のとおりお知らせします（令和〇年〇月〇日時点）。
なお、このお知らせのみでは受診できません。

記号	○○○	番号	△△△△△	枝番	◇◇
氏名	健保 太郎				
フリガナ	ケンボ タロウ				
負担割合	●割 ※高齢受給者（満70才以上75才未満の方）のみ表記				
資格取得年月日	平成〇〇年 △△月 ◇◇日				
保険者名	川崎汽船健康保険組合				

スマートフォンをお持ちの方は、以下の二次元コードからマイナポータルにログインすることで、ご自身の健康保険の資格情報を確認することが出来ます。ぜひご利用ください。

— マイナポータルへのアクセス・ダウンロードはこちら —



マイナ保険証も読み取りができない例外的な場合については、スマートフォンの資格確認情報画面をマイナ保険証とともに医療機関等の受付で提示することで受診いただけます（スマートフォンをお持ちでない方は、この文書をマイナ保険証とともに医療機関等の受付で提示することで受診いただけます。）

なお、現在、医療保険のデータベースに登録されているあなたの個人番号（マイナンバー）は次の通りです。ご確認ください（12桁のうち下4桁のみ表示）。
万が一、表示されている下4桁の数字が、ご自分の個人番号（マイナンバー）の下4桁と一致していない場合には、ご加入の健康保険組合までご連絡ください。

**** * 1234

資格情報のお知らせ

令和〇年〇月〇日発行
川崎汽船健康保険組合
保険者番号：06138101

記号 ○○○ 番号 △△△△△（枝番）◇◇
氏名 健保 太郎
負担割合 ●割 ※高齢受給者のみ表記
受診の際にはマイナ保険証が合わせて必要です

↑ここを折り曲げてはがしてください。

上のカードをはがしてご利用いただくこともできます
（このお知らせのみでは受診できません）

加入者の皆さまへ

マイナンバーの下4桁の確認および 保険証廃止に向けた準備作業にご協力ください。

マイナンバーカードと健康保険証の一体化により、令和6年12月2日から現行の健康保険証が廃止され、マイナ保険証(健康保険証として利用登録したマイナンバーカード)を基本とする仕組みになりますので、以下の①、②についてご協力をお願いいたします。



① マイナンバーの下4桁をご確認ください

当健保組合に登録されているマイナンバーの下4桁を表示していますので、ご確認をお願いします。



左記の通知書に記載されたマイナンバーの下4桁とお手元のマイナンバー下4桁を照合して、誤りがないかご確認をお願いします。

誤りがあった場合は、お手数ですが以下の連絡先までご連絡ください。

川崎汽船健康保険組合 Tel: 03 (3595) 6082



マイナンバーは、
マイナンバーカードの
裏面に記載されています。

※マイナンバーカードを持っていない場合は、通知カードなどで確認することができます。

② 保険証廃止に向けた準備作業にご協力ください

保険証は、令和7年12月1日まで使用することができますが、マイナ保険証に切り替えることで、ご自身の健康・医療に関するデータに基づいた、より適切な医療を受けられる等のメリットがあります。マイナ保険証をお持ちでない場合は、速やかに取得いただけますようお願いいたします。

なお、従来の保険証と同様、**マイナ保険証を持っていれば、原則全ての医療機関等で保険診療を受けることができます。**

ただし、「オンライン資格確認等システム」を導入していない医療機関(高齢の医師等の医療機関)を受診するときなど、マイナ保険証が使えない場合に備えて、フローチャートを参考に **マイナポータル**の資格情報画面 または **資格情報のお知らせ**をご用意いただけますようお願いいたします。

マイナ保険証が使えない場合に備えるためのフローチャート

ステップ1

マイナンバーカードと
スマホを持っている



Yes

【お願い】

マイナポータルの資格情報画面をスマホにダウンロードしてください。

➢ ダウンロードするためには、マイナ保険証の利用登録の手続きが必要となります。ダウンロード方法は、裏面を参照してください。

NO

ステップ2

マイナンバーカードは持っている
が、スマホは持っていない



Yes

【お願い】

資格情報のお知らせ(様式の右下を切り取ったもの)をマイナンバーカードと一緒に携帯してください。

➢ 切り取った資格情報のお知らせを紛失・棄損した場合は、当健保組合までご連絡ください。

NO

ステップ3

マイナンバーカードを
持っていない



Yes

【お願い】

マイナンバーカードの取得にご協力をお願いします。

➢ マイナ保険証の取得が困難な方については、令和7年12月2日までに資格確認書を交付します。それまでの間は、保険証をご活用ください。



マイナンバーカードを取得すれば、医療機関等の窓口でもマイナ保険証の利用登録手続きができます。マイナ保険証をお持ちでない場合は、まずマイナンバーカードを取得いただけますようお願いいたします。



マイナポータル の資格情報画面のダウンロード方法

マイナ保険証とスマートフォンをお持ちの場合は、以下の順にマイナポータルの資格情報画面をダウンロードしてください。

【手順1】通知書に記載されたQRコードを読み取ります。



【手順2】マイナポータルにログインします。

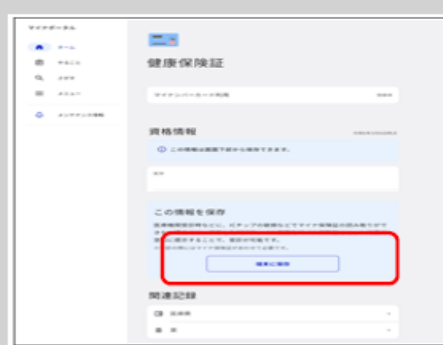


ログイン後トップページの「健康保険証」を選択します。

【手順4】資格情報画面のダウンロード完了。



【手順3】「端末に保存」を選択します。



よくあるご質問

Q1: マイナポータルの資格情報画面または資格情報のお知らせのみで保険診療を受けられるのですか？

A1: マイナポータルの資格画面や資格情報のお知らせだけでは、保険診療を受けられません。オンライン資格確認等システムを導入していない医療機関を受診する際は、マイナ保険証と一緒に窓口に提示いただきますようお願いいたします。

Q2: 資格情報のお知らせは、必ず携帯しなければならないのですか？

A2: マイナポータルの資格情報画面をダウンロードした場合は、資格情報のお知らせを携帯する必要はありません。マイナポータルの資格情報画面をダウンロードしたスマホは必要です。

Q3: 保険証の廃止後、保険給付の請求に必要な記号、番号はどのように確認するのですか？

A3: 保険給付の請求時に必要な記号・番号は、マイナポータルの資格情報画面や資格情報のお知らせで確認することができます。

Q4: 資格情報のお知らせを紛失した場合、どうするのですか？

A4: マイナポータルの資格情報画面を確認できる場合、再交付の手続きは不要です。

なお、マイナポータルの資格情報画面を確認できない場合は、当健保組合までご連絡ください。

Q5: 氏名変更や資格の変更・異動があった場合、資格情報のお知らせは再交付されるのですか？

A5: マイナポータルで資格情報画面を確認できる場合は、資格情報のお知らせは、原則再交付いたしません。

ただし、マイナポータルにログインできない場合は、当健保組合までご連絡ください。